

鎌倉期悪党禁令中に現われる「傍輩」の語義の再検討

A review of the meanings of the word 'Hobai' which appears
in the interdictions on Akutos in the Kamakura period

下 沢 敦
Atsushi Shimozawa

要約

鎌倉時代の前半、鎌倉幕府は、武家の基本法典とされた「御成敗式目」以下の追加法令の中で、「傍輩」の語を幾度も使用していた。武家法の中に現われる傍輩の語は、主に〈共に主君の鎌倉殿（鎌倉幕府将軍）に仕える同僚の御家人〉の意味を持っていた。しかし、例外もあり、必ずしも常にこの意味で傍輩の語が使用された訳ではなかった。元寇の時期以後の鎌倉時代後半期に大量に書かれた悪党や悪行人の罪科請求文書を検討すると、傍輩の語には、特に鎌倉幕府の御家人に限定された意味はなく、筆者が以前推測した「悪党仲間」に限定された意味も持たず、広く同僚や同輩の意味で使用されたに過ぎなかった。これらの文書中に多く現われる「為傍輩向後」または「為向後傍輩」の語句を検討すると、傍輩が現実に悪行を働いた悪党または悪行人である公算が非常に小さいことが判明したので、傍輩を「悪党仲間」と捉えた筆者の以前の解釈は、修正する必要があると考える。

キーワード：傍輩の語義

目次

- I. 始めに
- II. 御成敗式目の条項の中に見出される傍輩の語
- III. 傍輩の別の用例
- IV. 鎌倉期の文書の中に現われる「為傍輩向後」・「為向後傍輩」
- V. 「為傍輩向後」・「為向後傍輩」の意図するもの
- VI. 終わりに

I. 始めに

今から十年以上前になるが、拙稿「鎌倉幕府法令から眺めた「悪党」並びに鎌倉幕府の「悪党」検断に関する諸問題」（『法制史研究』四三号所収）の中で、筆者は、鎌倉幕府が発した悪党禁令の中に時に見受けられる「傍輩」なる単語について、ごく簡単に言及し、〈傍輩とは、少なくとも鎌倉期の悪党禁令の中では、「悪党仲間」或いは「博奕仲間」と解釈するのが適当ではないか〉云々と述べたことがあった。⁽¹⁾ 尤も、拙稿の中では、筆者が傍輩の語をそのように解釈する根拠を何一つ提示できなかつたが、傍輩を悪党仲間と見る見方を基にして、拙稿の中に引用した鎌倉幕府の出した弘安十年（一二八七）二月の指令の中に出ている「憚傍輩」との文言について、〈「憚傍輩」とは、悪党を捕縛する任務を帯びていた守護や地頭や御家人が、現実には、悪党仲間である傍輩から受ける所謂「お礼参り」を恐れて萎縮していた様子を表わしているのではないか〉云々という、一見尤もらしいが、些か胡乱とも受け取られかねない解釈を施しておいた。⁽²⁾

しかし、正直に明かせば、拙稿を完成した直後から、鎌倉時代に通用していた傍輩の語について、拙稿の中に開陳した上記の相当怪しげな筆者の解釈が、果たして本当に成り立ち得るものかどうか、非常に疑わしく思えて来た。筆者の内心には、〈鎌倉時代の悪党禁令の中に出て来る傍輩の語は、本当は、筆者が安易に憶測した「悪党仲間」などとは全く違う意味を持っていて、実の所は、守護や地頭を始めとする鎌倉幕府の「御家人」を指すのに使われている言葉だったのではないのか〉との疑念を生じたのである。このような疑いが兆した直接の原因は、今なお不明であるが、次のII. 節で少し詳しく見るように、鎌倉幕府では、傍輩の語を専ら鎌倉幕府の御家人を表わすのに多用していたと言う事情があったことは、確かに一面の真実ではあったから、筆者がこうした疑念を抱いたのも、無理からぬことではあった。そして、疑心暗鬼にも似たこの疑念は、時の経過と共に益々膨れ上がって行き、〈傍輩の語義如何〉ということが、絶えず筆者の心の隅に引っ掛かり、遂には、強迫観念の域にまで達しそうになった。そこで、〈もしも、機会に恵まれることがあれば、鎌倉時代に通用していた傍輩の語義の再検討を試みるべきではないか〉と予て

より考えていたのであるが、幸い、この度、その機会を与えて頂くという願ってもない幸運に恵まれたので、小稿において、筆者にとって長年の懸案事項の一つとなっていた、鎌倉時代における傍輩の語義についての再検討を試みて見ようと考えた次第である。

II. 御成敗式目の条項の中に見出される傍輩の語

単に鎌倉時代のみならず、日本中世を通じて、武家の基本法典としての不動の位置を獲得していたと考えられている貞永元年（一二三二）八月制定の『御成敗式目』の規定の中には、問題の傍輩の語が何度か現われている。例えば、御成敗式目第七条及び御成敗式目第四十四条の条項の中には、傍輩の語が次のように出て来る。

[御成敗式目第七条]

一 右大将家以後代々將軍并二位殿御時所充給所領等、依本主訴訟被改補否事
右或募勲功之賞、或依宮仕之勞拝領之事、非無由緒、而称先祖之本領於蒙御裁許者、一人縦雖開喜悅之眉、傍輩定難成安堵之思歟、濫訴之輩可被停止、但當給人有罪科之時、本主守其次企訴訟事、不能禁制歟、次代々御成敗畢後擬申乱事、依無其理被棄置之輩、歴歲月之後企訴訟之条、存知之旨罪科不輕、自今以後不顧代々成敗、猥致面々濫訴者、須以不実之子細被書載所帶証文、⁽³⁾

[御成敗式目第四十四条]

一 傍輩罪過未断以前、競望彼所帶事
右積勞功之輩、企所望者常習也、而有所犯之由令風聞之時、罪状未定之処、為望件所領、欲申沈其人之条、所為之旨敢非正義、就彼申状有其沙汰者、虎口之讒言蜂起不可絶歟、縦雖為理運之訴訟、不被叙用兼日之競望、⁽⁴⁾

『日本国語大辞典』によれば、傍輩の語は、「同じ主君、家、師などに仕えたり、付いたりする同僚。同役。同門。転じて、仲間。友達。」の意味を持っていると説明されている。⁽⁵⁾そこで、先ず最初に、上掲の御成敗式目の二つの条項の規定の中においても、傍輩の語が『日本国語大辞典』に出ている意味と同様の意味で使用されているのかどうかについて、多少検討して見なければなるまい。

御成敗式目第七条の規定の方を見ると、本文中に現われる傍輩とは、事書に列挙されている「右大将家」（源頼朝）以後の「代々將軍」（鎌倉幕府開創期の源家三代將軍）及び「二位殿」（北条政子）から、勲功に対する恩賞として、或いは、宮仕え（勿論、この場合は、鎌倉幕府への出仕）の労功に対する褒賞として、所領等を拝領した者を意味していると考えられるから、鎌倉幕府の御家人を指しているに相違ないと思われる。

また、御成敗式目第四十四条の規定の方は、事書に挙がっている傍輩に犯罪行為があったとの風聞がある場合、未だ傍輩の罪状が定まらない内に、傍輩の所帯（所領）を競望す

ることについての規定であるから、もしも、自分自身に犯罪行為があったことが判明すれば、鎌倉将軍から拝領した所領を鎌倉幕府によって召し上げられてしまう運命にある傍輩と呼ばれる存在は、やはり鎌倉幕府の御家人を指しているに相違ないと思われる。

御成敗式目の中にある二つの条項の内容を瞥見しただけでも、十分に窺い知れる所ではあるが、御成敗式目のこれらの二つの条項の中に現われている傍輩の語は、確かに、〈共に同じ主君である鎌倉殿（鎌倉幕府将軍）に仕えている同僚の御家人〉と言う限定された特定の意味を持つように思われる。

また、御成敗式目の末尾に付け加えられている『起請』の中にも、「不憚傍輩」とか、「傍輩之中」などという具合に、傍輩の語が現われているのが散見される⁽⁶⁾が、この起請は、鎌倉幕府の評定の座における評定衆の心得や心掛けについて、一同誓いを立てたものであるから、それらの傍輩の語についても、上記の条文の場合と全く同様に、〈共に同じ主君である鎌倉殿（鎌倉幕府将軍）に仕えている同僚の御家人〉という意味に限定して解釈したとしても、十分に意味が通ずるのではないかと思われる。

その他、鎌倉幕府の史書である『吾妻鏡』の中にも、〈共に同じ主君である鎌倉殿（鎌倉幕府将軍）に仕えている同僚の御家人〉という意味での傍輩の語の使用例が見受けられる。⁽⁷⁾

また、御成敗式目の制定とほぼ同時期に、鎌倉幕府により出された単行法令の例で見ると、御成敗式目の制定に先行して定められた寛喜二年（一二三〇）十一月七日令の中に、傍輩の語が出現している。寛喜二年十一月七日令の規定は、

一 西国庄公新補地頭、并本補輩之中、依領家預所訴訟、或遂一決被裁断、或證文加下知事等、重時朝臣時盛雖令施行、正員及代官、不承引之族有其数云々、且御成敗似不事行、且諸人之訴訟不落居之条、旁以不便也、於自今以後者、令下知之上、尚不叙用者、可被注申也、傍輩向後相鎮之様、可有御計、定後悔出来歟之由、兼遍可触仰之状、依鎌倉殿仰執達如件、

寛喜二年十一月七日

武蔵守 判

相模守 判

駿河守殿

掃部助殿⁽⁸⁾

となっているが、この単行法令は、その冒頭部分に出ているように、西国の荘園・公領に配置された新補地頭と本補地頭を主な規律対象としている規定であるから、規定中の「傍輩向後相鎮之様」と言われている中にある傍輩の語を〈共に同じ主君である鎌倉殿（鎌倉幕府将軍）に仕えている同僚の御家人〉の意味で解釈すれば、差し当たりは、十分に文意が通ずると思われる。なお、ここに出ている「傍輩向後」と言う言い回しについては、小稿の後の節で再度言及する。

それから、更に、御成敗式目第三十七条の規定は、

一 関東御家人申京都、望補傍官所領上司事

右大将家御時一向被停止畢、而近年以降企自由之望、非畜背禁制、定令覃喧嘩歎、自今以後、致濫望之輩者可被召所領一所也、⁽⁹⁾

となっているが、その事書の中に、「傍官」という単語が出ている。所謂『式目註釈書』の類は、遙か後代の戦国時代に至って成立したものを中心とするが、それらを覗いて見ると、御成敗式目第三十七条の事書の中に出ている傍官の語が傍輩と同義である由を説いているものが多い。例えば、大永五年（一五二五）書写とされる『清原業忠貞永式目聞書』には、「傍一ハ傍輩也」と注され⁽¹⁰⁾、天文三年（一五三四）書写とされる『清原宣賢式目抄』には、「傍官ハ傍輩也」と注され⁽¹¹⁾、天文六年（一五三七）書写とされる『御成敗式目栄意注』には、「傍官ハ傍トハ輩之義也」と注され⁽¹²⁾、天文二十二年（一五五三）書写とされる『蘆雪本御成敗式目抄』には、「傍官ハ傍輩同也」と注され⁽¹³⁾、天文二十三年（一五五四）書写とされる『御成敗式目注 池辺本』には、「傍官ト云ハ、傍輩也」と注され⁽¹⁴⁾、書写年代不詳の『御成敗式目抄 岩崎本』には、「傍官ハ傍輩也」と注されている。⁽¹⁵⁾ 御成敗式目第三十七条では、事書の冒頭部分に、本条の規律対象が「関東御家人」と明示されているから、この場合の傍官が〈共に同じ主君である鎌倉殿（鎌倉幕府将軍）に仕えている同僚の御家人〉の意義を持つことは、至極明瞭であると言ってよかろう。

以上、彼此考え合わせて見た結果から推して、御成敗式目の作られた十三世紀前半の時期に出された鎌倉幕府を始めとする武家の法令及び鎌倉幕府の史書『吾妻鏡』の中に登場して来る傍輩の語は、それらの武家法令や『吾妻鏡』の中では、概ね、〈共に同じ主君である鎌倉殿（鎌倉幕府将軍）に仕えている同僚の御家人〉の意味で用いられていたことを、一先ず、推定しておいてよいであろう。

III. 傍輩の語の別の用例

しかし、それでは、鎌倉幕府を始めとする武家から出されていた各種の法令及び史書の中では、傍輩なる語は、鎌倉時代を通じて、常に一貫して、II. 節で提示した〈共に同じ主君である鎌倉殿（鎌倉幕府将軍）に仕えている同僚の御家人〉という語義だけに限定して使用されていたと言い切れるのかということ、実は、それには、相当に疑問がある。

その疑問の点を端的に示しているのではないかと筆者には思われる傍輩の語の別の用例は、鎌倉幕府が延応元年（一二三九）四月十三日に出した追加法令の一つの中に見出される。その延応元年四月十三日令とは、次のようなものである。

一 諸社神人等、付在京武士宿所、或振神宝、或致狼藉事、動有其聞、事実者尤不便也、於理訴者、縦雖不濫惡、何無其沙汰、至無道寄沙汰者、永為懲傍輩、可被召下張本於関

東也、存此旨、可被申沙汰之状如件、

延応元年四月十三日

前武蔵守 判

修理権大夫 判

相模守殿

越後守殿⁽¹⁶⁾

この追加法令の本文の中には、「永為懲傍輩」という文言が現われているが、ここでの傍輩は、冒頭の事書部分との内容的な関連から推して、「在京武士」の同僚に当たる在京武士延いては在京武士の同僚に当たる御家人という意味ではなく、「諸社神人等」の同僚に当たる諸社神人等という意味に取るしかあるまいと考えられる。

何故なら、もしも、この追加法令の中で、「永」く「懲」らされるべき傍輩とは、在京武士の同僚に当たる傍輩を意味しているのだと仮定すると、ここでの傍輩とは、ほぼ間違いなく、在京武士と〈共に同じ主君である鎌倉殿（鎌倉幕府将軍）に仕えている同僚の御家人）を意味していると考えられるが、そうだとすると、諸社神人等から「宿所」を襲撃される在京武士の側に、「神宝」を「振」ったり、「狼藉」を「致」したりして、「無道寄沙汰」をする「張本」がいるという理屈になり、一見明白に論旨に矛盾を来たし、論旨が破綻してしまうことになる。そうなると、差し当たっては、何の罪も犯していないはずの在京武士の同僚に当たる傍輩の御家人が、一体何のために、この際、「永」く「懲」られねばならなくなるのか、全く不得要領になってしまいかねない。そのように支離滅裂な論旨の矛盾と破綻を来たすことを極力避けようと努める限り、この規定の中での傍輩を在京武士の傍輩と捉える見方の成り立つ余地は、殆どなくなりそうである。そこで、この追加法令の場合には、その中に現われている傍輩の語をⅡ.節で言及したような、鎌倉幕府の御家人の意味に限定して解釈するのは、先ず無理であると認めなければなるまい。

そうなると、鎌倉幕府は、傍輩という単語を、悪党禁令を始め、自ら多数発した各種の法令の中で、常に〈共に同じ主君である鎌倉殿（鎌倉幕府将軍）に仕えている同僚の御家人）という意味だけに限定して使用していたとは、必ずしも言い切れなくなる。

同年の延応元年七月二十六日に鎌倉幕府から出された悪党禁令の規定の一つは、

一 重科輩被放免事

右、於輕罪之輩者、被行赦免之時、縦雖被免之、至重犯之族者、可有御計歟、所以者何、傍輩無懲肅者、悪党増人数歟、自今以後、強盜并重科之輩、雖被禁獄、申出其身、可被進関東之状、依仰執達如件、

延応元年七月廿六日

前武蔵守 判

修理権大夫 判

相模守殿

越後守殿⁽¹⁷⁾

という規定になっているが、その中でも、「傍輩無懲肅者、悪党増人数歟」との文言があり、傍輩の語が登場して来る。再び『日本国語大辞典』によれば、「懲肅」の語は、「こらしめいましめること。」を意味する語である。⁽¹⁸⁾しかし、やはりこの悪党禁令の規定の場合でも、規定の文言中に出ている傍輩の語を〈共に同じ主君である鎌倉殿（鎌倉幕府将軍）に仕えている同僚の御家人〉の意味だけに限定して解釈を施すのは、非常に難しくなるのではないかと考えられる。

何故かと言えば、差し当たっては、重犯、軽罪を問わず、全く何らの犯罪をも犯してはいないと推定される〈共に同じ主君である鎌倉殿（鎌倉幕府将軍）に仕えている同僚の御家人〉までをも、この際、傍輩だからと言う薄弱極まる根拠に基づいて、猥りがわしく懲肅の対象にしてしまうと、それでは、却って、「悪党増人数」という、鎌倉幕府にとっては最も望ましくない結果を招来することになりかねず、もしも、鎌倉幕府が傍輩の御家人を懲肅した結果、そのような事態を招いてしまうとすれば、それは、鎌倉幕府にとっては何ら得策とはならないと考えられるからである。反対に、仮りに、この悪党禁令の規定の中で使用されている傍輩の語を鎌倉幕府の御家人の意味に限定して捉えることにすると、今度は、それでは、一体何故に、鎌倉幕府の御家人だけに限定して懲肅を加えれば、悪党の人数が減少して行くことを期待できるかという別の疑問が生じてしまう。

尤も、前掲拙稿の中でも触れておいた所であるが、大体十三世紀中葉の鎌倉時代の中期頃以降には、悪党の逮捕に当たるべき守護や地頭や御家人が、悪党を所領内に匿うという甚だ憂慮すべき事態が諸国に蔓延していたので、鎌倉幕府は、悪党を匿った地頭等を解任する旨、再三に互って発令していた。比較的早い時期の例としては、御成敗式目が制定される少し前の寛喜三年（一二三一）の頃に出された悪党禁令の但書がある。この寛喜三年のものとは推定されている悪党禁令は、

一 貞応嘉祿以後盜賊跡所領事、去年八月五日評定

右、縦雖擲取其身、於所領者、不及没収、早可被返付本所、但籠置悪党於所領内、雖触子細、至拘惜者、為懲狼藉、尤可被改補地頭也、⁽¹⁹⁾

と書かれている。しかし、この地頭の「改補」という処分を前掲延応元年七月二十六日令で言われている「傍輩無懲肅者」での傍輩の懲肅処分の意味で解釈することは、実は、相当に難しい。

何故かという、鎌倉幕府により、少し後の寛元三年（一二四五）に出された追加法令や、やや後年の弘長元年（一二六一）に出された「新制」の中の悪党禁断条項や、同年の追加法令の一つである悪党禁令などの中では、以前から、鎌倉幕府が繰り返し取り締まり令を発しているにも拘らず、なかなか断絶しそくない厄介至極な悪党の蜂起について、「早仰国々守護所々地頭、殊可被加懲肅」などと厳命されているからである。寛元三年令の規定だけをここに引用すると、次の通りである。

一 可仰諸国守護地頭等、令禁断海陸盜賊、山賊、海賊、夜討、強盜類事
諸国地頭守護等、可致其沙汰之子細、被載式目畢、而無沙汰之由依有其聞、如此悪党不可見隠聞隱之旨、雖被召起請文於御家人等、猶以不断絶云々、早仰国々守護所々地頭、殊可被加懲肅、此上猶悪党蜂起之由、於有其聞所々者、云守護云地頭、可被改補其職矣、此段寛元三年定也、⁽²⁰⁾

この寛元三年令を始めとする鎌倉幕府の悪党禁令の中で、直接に懲肅の対象とされているのは、紛れもなく取り締まり対象である当の悪党の方であって、「国々守護所々地頭」の方では全くない。即ち、国々の守護・所々の地頭等は、鎌倉幕府側からの「仰」を承って、「加懲肅」行為の主体となるものであって、彼等は、もしも、悪党を所領内に匿った場合には、その職の「改補」の対象になりこそすれ、決して鎌倉幕府からの直接的な懲肅の対象と位置付けられてはいないのである。

そこで、前掲延応元年七月二十六日令で言われている「傍輩無懲肅者」という文言の中に出てくる傍輩の語義については、鎌倉幕府の御家人とは解釈せず、差し当たりは、仮りに、〈悪党の同僚〉という意味に解釈しておくのが一応無難であろう。但し、これを〈同僚の悪党〉と言い換えることは、余り適当ではない。その理由については、後述する。

しかし、そうなると、今度は、傍輩の語が意味すると思われる〈悪党の同僚〉とは、そもそも何者であり、そもそもどのような意味を持つのか問われなければなるまい。先ず第一に、悪党の傍輩即ち〈悪党の同僚〉は、直接悪党そのものに結び付いているのか、言い換えれば、〈悪党の同僚〉であると考えられる悪党の傍輩は、取りも直さず、自分自身も悪党に他ならないことになると言い切れるのかどうかという疑問が生じて来る。

IV. 鎌倉期の文書の中に現われる「為傍輩向後」・「為向後傍輩」

文暦二年（一二三五）七月二十三日に鎌倉幕府から出された「条々」の末尾に置かれている悪党禁令の規定の条項は、

一 犯人断罪事

右、為夜討強盜之張本、所犯無遁方者、可被断罪也、是則為相鎮傍輩向後也、其外至枝葉之輩者、可召進関東、可被流遣夷島也、⁽²¹⁾

というものであるが、この規定では、悪党の代表と言うべき「夜討」及び「強盜」の「張本」について、犯行を逃れようがない場合には、「断罪」すべきことが定められている。その規定に続いて、「是則為相鎮傍輩向後也」という言い回しが出て来る。しかし、この悪党禁令の中では、この言い回しが如何なる意味を持ち、その中にある傍輩の語が何を意味しているのかということは、今一つ明瞭にされていない。その点では、II. 節で引用した寛喜二年十一月七日令の中にある「傍輩向後相鎮之様」の意味が今一つ明瞭を欠いてい

るのと同様である。傍輩の語については、Ⅲ.節で、筆者は、他の悪党禁令中の用例に即して、仮りに、〈悪党の同僚〉と解釈しておいたが、〈悪党の同僚〉が、取りも直さず、悪党に他ならないことになるのかどうかの疑問点については、暫く保留しておいた。

ところで、悪党と呼ばれる存在が歴史上に次第にその姿を現わして来たのは、早くは、既に前時代—平安時代—の後期頃からのことであった。⁽²²⁾しかし、周知の通り、十三世紀後半以降の鎌倉時代の後半期に至ると、悪党が殊の外猖獗を極めるようになって来たことから、悪党の処罰を公家や武家や本所に対して請求したり、同様に、その他様々な「悪行」と総称される悪質な犯罪的行為を犯した悪行人に対する制裁措置を公家や武家や本所に対して請求したりする所謂「申状」や「訴状」が多数書かれることとなった。そうした申状や訴状の中には、現代にまで残存しているものが少なくない。この申状及び訴状を始めとして、同じ時期に書かれた陳状や請文や下文その他、多種多様で夥しい程多数残存している悪党人及び悪行人関連の文書の中には、前掲寛喜二年十一月七日令や文暦二年七月二十三日令の中に出て来る「傍輩向後」という文言や、その語順を入れ替えた「向後傍輩」という文言が、殆ど定型化された形で、公家文書・武家文書・本所文書・その他の書状などの私文書の別を問わず、広く見出されるのである。丁度それは、悪党という単語そのものが、公家文書・武家文書・本所文書・その他の私文書を問わず、同時期に書かれた様々な文書の中に、広く見出されるのと同様である。尤も、「傍輩」とか、「向後」などの語彙そのものは、勿論、鎌倉時代を遡る遙か以前から使用されていて、これらの単語を組み合わせた語句の用例にしても、既に平安時代の後期頃から見られた⁽²³⁾のであるが、小稿では、前時代での用例の考究は、一先ず置くこととして、前時代における悪党の問題や、前時代における「傍輩」や「向後」などの語彙の使用例の検討の問題に関しては、別の機会に譲ることとしたいと考えている。

それらの「傍輩向後」または「向後傍輩」という定型的な文言は、鎌倉時代後半期頃に作成された実際の文書の中では、主に、「為傍輩向後」または「為向後傍輩」という、ほぼ決まった形を取って現われて来る。勿論、「為傍輩向後」や「為向後傍輩」という一定した文言を持つそれらの少なからざる数の文書の個々の性格は、極めて多様であるから、一概に、悪党人や悪行人の処罰を請求することに関して書かれた文書に限られると言うことはできないが、何れにせよ、看過できない程の大きな罪を犯したとして指弾される当の悪党人または悪行人に対し、厳しい処罰や厳しい制裁措置を科することを主眼として作成された文書が、その大半を占めている。そして、「為傍輩向後」または「為向後傍輩」という定型的な文言は、紋切り型の一種の決まり文句として、同時期の多数の文書の中に登場して来るのである。以下に、少しく、その事例を列挙してみたい。

例えば、元寇の時期の最中に当たる建治二年（一二七六）頃に出されたと推定されている「隆全等申状」（『鎌倉遺文』一二三六二号）⁽²⁴⁾の中では、申状の作成者である隆全等は、

倉庫の封を勝手に切り開いたり、米穀を盗み取ったり、大和国の国民を語らって所当（年貢）を責め取ったりと、数々の狼藉行為を働いた氏女を所当の罪科に行うように強く請求しているが、その申状の中には、「為傍輩向後、早可被行所当之罪科」と出ている。この文書に登場する氏女の社会的地位は、この文書の記載だけからでは、判然としないが、『鎌倉遺文』の前号・次号の文書は、この文書に内容的に密接な関連性を持っている。

元寇の時期以降だけに限って見ても、この他、例えば、弘安元年（一二七八）四月二日以前のもと考えられる「尼妙蓮等重訴状」（『鎌倉遺文』一三〇七六号）⁽²⁵⁾は、渋谷五郎四郎入道定仏の後家尼妙蓮等が義絶した余一重員による所領への乱入狼藉等を重ねて訴えた重訴状であるが、その文中には、「為向後傍輩、尤欲被加徴蕭矣」と出ている。

また、弘安九年（一二八六）三月十日の「衛府重申状」（『鎌倉遺文』一五八四〇号）⁽²⁶⁾は、「或責殺傍輩」したり、「或刃傷」したり、村の所役を押え留めたりするなどの種々の狼藉行為を働いた悪行人撰津国菅井神田村の駕輿丁宗正法師の罪科を請求する重申状であるが、その文中には、「為向後傍輩、且任先□□被禁獄」と出ている。

翌弘安十年七月五日の「藤氏長者（鷹司兼平）御教書」（『鎌倉遺文』一六二九一号）⁽²⁷⁾は、春日社の仮殿遷宮の時に狼藉を働いた神人の解職、使庁への引き渡し、住宅破却、所領収公等の処分について述べたものであるが、その文中には、「仮殿遷宮之時、狼藉神人事、為向後傍輩、於其身者、両方共以解其職、被召使庁候了」と出ている。

同じく弘安十年十一月十五日の「大和春日社政所下文」（『鎌倉遺文』一六三九二号）⁽²⁸⁾は、「傍輩神人」澄遍を夜討にしたり、春日の神木を穢したり、神物を抑留したり、白人神人秀真を打擲蹂躪したりと、数々の悪行を行った狼藉人和泉国池田庄の神人大夫房頼弁の追放及び処罰を請求するものであるが、その文中には、「所詮、為傍輩向後、於頼弁者、相催九箇所神人等、且追出庄内、且令行殺害咎之後」と出ている。この文書は、後でも再度触れるが、「傍輩神人」と明記する資料である点で、価値ある資料の一つである。

翌弘安十一年（一二八八）二月に出された「一条家経家政所下文」（『鎌倉遺文』一六五三五号）⁽²⁹⁾は、土佐国金剛福寺寺領内での殺生禁断並びに検断停止に違背した者の交名を注進することを土佐国幡多庄の沙汰人・百姓等に義務付ける前撰政家政所の命令書であるが、その文中には、「事実者、罪科不軽、為向後傍輩、不可不禁」と出ている。

同年に当たる正応元年七月十四日の「伊賀黒田荘脇名百姓等申状」（『鎌倉遺文』一六六九六号）⁽³⁰⁾は、「二斗米」と号して、伊賀国黒田庄の百姓等の住宅に踏み入り、牛馬以下の資財を奪い取るなどの種々の狼藉を働いた同庄の沙汰人・庄官等の罪科を請求する申状であるが、その文中には、「為向後□輩、欲被其身於罪□矣」と出ている。『鎌倉遺文』の編者によって、「□輩」の箇所の□は、「傍力」と推定され、「傍」の字が当てられ、「罪□」の箇所の□は、「科力」と推定され、「科」の字が当てられている。

翌正応二年（一二八九）三月の「撰津勝尾寺住侶等重申状案」（『鎌倉遺文』一六九四五

号)⁽³¹⁾は、春日社の神人藤若兵衛尉及び社領萱野郷の住人観心法師・道祖若三郎等の悪党を扶持している同社の神主経茂を訴え、件の悪党等を牧に出入りさせないように処置することを求めたものであるが、その文中には、「所詮、且任先度御教書之旨、且為傍輩向後、不日藤若兵衛尉・観心法師・道祖若三郎等、可止牧内出入之由」と出ている。引用文中に「傍輩」と書かれているのは、恐らくは、「傍輩」の当て字であろう。

同年五月の「前摂政〈一条家経〉家政所下文」(『鎌倉遺文』一七〇二二号)⁽³²⁾及び「前摂政〈一条家経〉家政所下文」(『鎌倉遺文』一七〇二三号)⁽³³⁾は、二文書共に、前出の土佐国金剛福寺寺領内での殺生禁断命令に違背した者の交名を注進することを重ねて土佐国幡多庄(及び幡多本郷)の沙汰人・百姓等に義務付けた命令書で、共にほぼ同内容で同趣旨の文書であるが、その文中には、前掲の弘安十一年二月令の場合と大体同様の書き方で、「事実者、罪責不軽、為向後傍輩、不可不禁」と出ている。

同年八月の「浄妙重申状案」(『鎌倉遺文』一七一二五号)⁽³⁴⁾は、東寺領若狭国太良庄雑掌の尼浄妙が、同庄内の名田を押領したり、苅田狼藉を働いたり、寺家の使者や八幡神人を打擲したりと、その他やりたい放題の狼藉を張行した同庄の地頭忠兼の非法を糾弾し、忠兼を所当の罪科に処することを請求する重申状であるが、その事書部分には、「至地頭者、任御下知違背承伏旨、為向後傍輩、欲被行所当罪科」と出ている。

正応六年(一二九三)三月の「近江木戸香蘭寄人百姓等申状」(『鎌倉遺文』一八一三七号)⁽³⁵⁾は、この二三年、定められた堺を越えて、多くの材木を盗み伐ったり、御堂の表葺用に収めて置いた多数の板や年貢の材の枝を切り失ったりと、狼藉を繰り返す近江国葛河の土民から、盗まれた材木を取り返し、張本人を重科に処することを請求する申状であるが、その文中には、「於帳本輩者、為向後傍輩、欲被行其身於重科」と出ている。

永仁三年(一二九五)正月の「播磨大部荘百姓等申状」(『鎌倉遺文』一八七三三号)⁽³⁶⁾及び「播磨大部荘百姓等申状」(『鎌倉遺文』一八七三四号)⁽³⁷⁾は、播磨国大部庄の前雑掌である志深保の雑掌繁昌が、多数の悪党を率いて大部庄内に打ち入り、百姓の家を追捕して、米穀や資財を根こそぎ奪い、牛馬を全部奪い取り、百姓の妻子を搦め取って責め殺そうとするなど、言語道断の悪行を働いた結果、荘園が滅亡の危機に瀕したことを訴え、繁昌及び悪党の悪行の停廃を求めた申状であるが、その事書部分には、「且為向後傍輩、可被申行罪科旨」と出ている。なお、『鎌倉遺文』一八七三四号の方の「播磨大部荘百姓等申状」その他によれば、この大部庄の以前の知行人の一人に、近年様々な非法を行った「河内楠入道」がいた由であるが、この河内楠入道は、後年元弘の乱で大活躍する楠木正成との親族関係をあれこれと取り沙汰されて来た人物として著名である。

同年閏二月の「播磨大部荘百姓等申文案」(『鎌倉遺文』一八七六二号)⁽³⁸⁾は、内容的には、上に触れた同年正月の二通の「播磨大部荘百姓等申状」を敷衍して、繁昌の悪行の数々を非難するものであるが、その事書部分には、やはり「為向後傍輩、被申行重科」と

出ている上に、その文中にも、「為向後傍輩、欲被申行重科」と出ている。

同年の「播磨大部荘申状案」(『鎌倉遺文』一八九六三号)⁽³⁹⁾は、前記播磨国大部庄の前雑掌垂水左衛門尉繁昌に語らわれた狼藉人桑原左衛門尉が追捕した財物を取り返し、本人の身柄を召し出して、重科に処することを求めた申状であるが、その文中には、「於地頭代已下悪党人等者、不日被召出之、為傍輩向後、為処重科」と出ている。

永仁五年(一二九七)八月の「大和平野殿荘雑掌尚慶申状土代」(『鎌倉遺文』一九四四〇号)⁽⁴⁰⁾は、数年来大和国平野殿荘の年貢課役等を抑留している本所違背行為の張本人清重・願妙以下の百姓等を所当の罪科に行われんことを請求する申状の土代(草稿)であるが、その文中には、「為向後傍輩、先被行所当咎之後」と出ている。

翌永仁六年(一二九八)五月十八日の「大和平野殿荘下司平清請文案」(『鎌倉遺文』一九六八四号)⁽⁴¹⁾は、上と同じく大和国平野殿荘の下司平清重が不忠の百姓の召文(召喚状)の注文の員数の中に自分の名前を書き入れられたことに抗議して出した陳状であるが、その文中には、「為向後傍輩、可被有御沙汰件刃傷人等罪科之由」と出ている。但し、『鎌倉遺文』では、この文書の題名の付け方がやや不正確なようである。

十三世紀の最末年に当たる正安二年(一三〇〇)三月の「若狭太良荘預所陳状」(『鎌倉遺文』二〇四一二号)⁽⁴²⁾は、前出の若狭国太良荘の百姓等に長日雑事を責め召したことを始めとする非法の数々を訴えられた同荘の預所が提出した陳状であるが、その事書部分には、「為向後傍輩、被行其科」と出ている他、その文中にも、「被差日限、被召上彼等、遂対決、被糺明真偽之後、為向後傍輩、欲被行其科矣」と出ている。事書部分にある「為向後傍輩」は、本来ならば、勿論、「為向後傍輩」と書かれるべきであろう。

同年後七月の「高野山雑掌良海言上書案」(『鎌倉遺文』二〇五四二号)⁽⁴³⁾は、御家人と称し、徳政に名を借りて、和泉国近木庄の作毛を刈り取った上、武装した大勢で同庄に打ち入って、打擲蹂躪や、年貢の抑留などの数々の濫妨狼藉を働いて、人民を苦しめた悪党人麻生五郎入道西入彦太郎他の交名人に対する速やかなる処罰を請求した言上書であるが、その文中に、「至交名人等者、為傍輩向後、為被行所当罪科」と出ている。

そして、十四世紀に入った直後の正安四年(一三〇二)七月の「東大寺衆徒申状土代」(『鎌倉遺文』二一一四七号)⁽⁴⁴⁾は、播磨国大部庄内の浄土寺の時衆が荘園の所務を押妨して、年貢を抑留していることを東大寺衆徒が訴えた申状の土代であるが、その事書部分には、「於彼時衆等者、為傍輩向後、召出其身、被禁獄舎状」と出ている。

更に、嘉元二年(一三〇四)七月十三日の「高野山衆徒請文案」(『鎌倉遺文』二一八九三号)⁽⁴⁵⁾は、高野山衆徒が本解状を隠匿するなどの奸謀を企てた湯浅左衛門次郎入道西仏の事実無根の謀訴に対する制裁措置を訴え求めたものであるが、その文中には、「奉掠上裁之条、猛悪之所行、為傍輩向後、尤可有炳誠御沙汰候哉」と出ている。

翌嘉元三年(一三〇五)三月の「備後太田荘山中郷雑掌慶海訴状案」(『鎌倉遺文』

二二一五〇号)⁽⁴⁶⁾は、備後国太田庄山中郷の公文富部弥五郎貞信が関東・六波羅の下知に違背し、長年に亙り同郷の年貢を抑留して来た所行の罪科を請求する訴状であるが、その文中には、「至公文貞信者、為傍輩向後、欲被行御下知違背罪科」と出ている。

同年八月の「近江菅浦荘日吉社神人等訴状案」(『鎌倉遺文』二二三一六号)⁽⁴⁷⁾は、近江国大浦庄の住人が、堺相論を口実に、連日近江国菅浦に乱入して、木を切り、作毛を刈り取っていたが、遂に数百人の多勢を以て押し寄せ、神人の家に乱入し、神物以下の資財雑具を奪い取り、神人等を打擲蹂躪し、衣裳を剥ぎ取り、神人を刃傷するなどの数々の悪行を働いたことを訴え、件の悪行人等を重科に処することを求めた訴状であるが、その文中には、「所詮、被召出件悪行人等、為向後傍輩、欲被行重科矣」と出ている。

同年十月の「無動寺所司等申状案」(『鎌倉遺文』二二三七七号)⁽⁴⁸⁾は、地頭の進止と称し、御家人と号して、因幡国薬師寺領を濫妨し、年貢を抑留した古海孫次郎教忠及び舎弟等を本所敵対等の重科に処すことを求めた申状であるが、その文中には、「為傍輩向後、至教忠以下輩者、欲被行本所敵対并殺害刃傷及隠田等重科矣」と出ている。

それから、徳治二年(一三〇七)四月十一日の「某書状写」(『鎌倉遺文』二二九三六号)⁽⁴⁹⁾は、東寺の寺務に敵対した巖伊に既に院宣を下された上は、誠め沙汰されたいと求める書状であるが、その文中には、「為向後傍輩、殊可有誠沙汰歟」と出ている。

元寇以後十四世紀にかけての時期に限って眺めただけでも、「為傍輩向後」または「為向後傍輩」という文言を有する文書の例は、以上のように、枚挙に遑がない程多い。表現型の変形例を付け加えれば、更に多くなるはずである。一例だけ挙げれば、正応四年(一二九一)九月の「紀伊高野山衆徒申状案」(『鎌倉遺文』一七七一一号)⁽⁵⁰⁾は、高野山領紀伊国荒川庄の住人為時法師以下の悪党人が張行した土民の資財追捕・悪党を集めて夜陰に乗じての百姓の住宅への放火・殺害その他の悪行の数々を厳しく処罰することを求めて訴えた申状であるが、その文中には、「早課在所、被召出其身、為傍輩、為向後、殊被行嚴科者」と少し変形された表現が出ている。尤も、実を言えば、この「為傍輩、為向後」という表現型の変形例にしても、前述の通り、平安時代の後期頃には、既に文書の中に出現して、定型化を遂げていたものだったのであり、相当の歴史のある表現型の一つだったのである。⁽⁵¹⁾

「為傍輩向後」または「為向後傍輩」という定型化された文言を有するこれらの文書の中では、「為傍輩向後」または「為向後傍輩」に、件の悪党人や悪行人を所定の罪科に行つて、厳しく処罰することが請求されていたり、稀には、「為傍輩向後」または「為向後傍輩」に、件の悪党人や悪行人を所定の罪科に行う旨、或いは、既に罪科に行つた旨宣言されていたりするが、その請求や宣言は、一定の型に嵌まっている。但し、問題の悪党人や悪行人を厳しく処罰するとか、罪科に行うなどと言われていても、それが常に極刑の死刑の執行を意味していたとは限らない。むしろ上記の諸事例に垣間見えるように、悪行を働いた

張本人の解職や追放や禁獄などの処罰、或いは、後でも触れる流刑のような制裁に止まる場合が殆どなのである。

この種の悪党及び悪行人に対する罪科請求文書や罪科宣言文書の中で、「為傍輩向後」または「為向後傍輩」に、何らかの処罰や制裁措置を求められたり、何らかの処分が宣言されたりしている問題の悪党人や悪行人は、鎌倉幕府の御家人には限らず、或いは、「法師」と名乗る僧形の駕輿丁であったり、或いは、春日社の神人であったり、或いは、伊賀国黒田庄の庄官や沙汰人であったり、或いは、近江国葛河の土民であったり、或いは、若狭国太良庄の百姓であったり、場合によっては、時衆であったりすることさえある。そこに見られるのは、大概の場合は、鎌倉幕府の御家人を始めとして、「法師」と名乗る僧形の駕輿丁や、春日社の神人や、伊賀国黒田庄の庄官や沙汰人や、近江国葛河の土民や、若狭国太良庄の百姓や、時衆などの「為傍輩向後」または「為向後傍輩」に、何らかの悪行を行ったこれらの悪党人や悪行人等を早く然るべき罪科に行き、嚴重に処罰してもらいたいという趣旨の、一定の型に嵌まった何らかの制裁措置の発動の要求なのである。

しかし、それでは、鎌倉幕府の御家人の場合とはともかくとしても、上記の諸事例に現われる〈悪党の同僚〉、即ち、「法師」と名乗る僧形の駕輿丁や、春日社の神人や、伊賀国黒田庄の庄官や沙汰人や、近江国葛河の土民や、若狭国太良庄の百姓や、時衆などの悪党や悪行人の傍輩とは、その全てが、悪党仲間の意味に狭く限定された存在であったとか、或いは、鎌倉幕府の御家人の意味に限定された存在であったと言えるのかと言うと、そのような解釈が成り立つことは、恐らく殆ど不可能に近いのではないと思われる。

そうだとすると、公家・武家・本所を問わず、こうした申状や訴状などの悪党及び悪行人に対する罪科請求文書等の中に、定型化された表現の一部として現われて来る傍輩の語は、悪党仲間とか、鎌倉幕府の御家人などと言う特定の社会集団の構成員に狭く限定された意味合いを持たなかったと言えるから、結局の所で、悪党の傍輩即ち〈悪党の同僚〉とは、悪党社会の仲間とか、鎌倉幕府の御家人ばかりであるとは限らず、「法師」と名乗る僧形の駕輿丁や、春日社の神人や、伊賀国黒田庄の庄官や沙汰人や、近江国葛河の土民や、若狭国太良庄の百姓や、時衆などの人々の同僚や同役、同門または同輩や仲間と言ったごく広汎な一般的な意味合いの線に落ち着いて行くことにならざるを得ないと思われる。

なお、参考までに言及しておくが、十三世紀後半以降の鎌倉時代の後半期に、申状や陳状を始め、起請文や書状などとして多数作成され、今日にまで残された公家・武家・本所関係その他の各種の文書の一部の中には、傍輩の語の持つ意味を限定して明示したり、或いは、傍輩の語の意味を暗示したりするような表現の用例が現われていることがままあった。鎌倉時代後半期に作成された各種の文書の中に、傍輩として登場して来る者は、場合によっては、土民であったり、場合によっては、神人であったり、場合によっては、百姓であったり、場合によっては、公家の官吏であったり、場合によっては、伊勢神宮の宮司

や神主または禰宜であったりしたのである。

例えば、弘安十年十月十二日に作成された「清原恒重第起請文」（『鎌倉遺文』一六三六五号）⁽⁵²⁾には、「傍輩土民」の表現が見られる。この起請文の場合に限って言えば、傍輩とは、土民のことを指しているとして理解して差し支えないであろう。

前掲弘安十年十一月十五日の「大和春日社政所下文」⁽⁵³⁾では、「傍輩神人澄遍」の表現が見られる。この春日社政所下文の場合に限って言えば、傍輩とは、神人のことを指して表わすのに使われている単語であるという具合に理解して差し支えないであろう。

永仁六年五月十九日に作成された「大和平野殿荘百姓等請文案」（『鎌倉遺文』一九六九〇号）⁽⁵⁴⁾を見ると、「傍輩之百姓等」と出ている。この請文案の場合に限って言えば、傍輩とは、百姓等のことを指しているとして理解できよう。それから、同年九月の「大和平野殿荘注進案」（『鎌倉遺文』一九八二三号）⁽⁵⁵⁾にも、「傍輩百姓等」と出ているが、これも、傍輩の語が同じく百姓等の意味を示している例であると考えられる。

年代不明であるが、『鎌倉遺文』の編者によって、弘安三年（一二八〇）以前に書かれたものと推定されている四月十二日付の「中務少輔範冬書状」（『鎌倉遺文』一三八三〇号）⁽⁵⁶⁾は、中務少輔範冬が「範冬毎蒙公事之催、禁裏・仙洞奉公随分抽傍輩候了」と自薦して、一級昇進を計らって御披露頂きたいと治部少輔勘解由小路兼仲に所望している書状であるが、禁裏・仙洞への奉公を傍輩に抽んでしていると主張する中務少輔範冬は、紛れもなく、公家の官吏の一員であるに違いないから、この書状の場合に限って言えば、傍輩とは、中務少輔範冬と同僚に当たる公家の官吏を指しているとして理解できよう。

弘安二年（一二七九）五月四日付の「大宮司公行書状」（『鎌倉遺文』一三五八一号）⁽⁵⁷⁾を始めとして、同年五月二十七日付の「藤原兼頼書状」（『鎌倉遺文』一三六〇四号）⁽⁵⁸⁾や、同年六月二日付の「内宮禰宜延季請文」（『鎌倉遺文』一三六〇九号）⁽⁵⁹⁾などの一連の文書の中には、「傍輩等之訴」とか、「傍輩訴申中」などの形で、傍輩の語が出て来ているが、これらの文書の中での傍輩の場合に限って言えば、傍輩とは、宮司公行と同僚に当たる伊勢神宮の宮司や神主または禰宜を意味していると考えられる。

要するに、中世日本社会に存在した何れの社会階層、何れの社会組織、何れの社会集団に所属するか、或いは、何れの職域、何れの業種に所属するかを問わず、広く文書の書き手の本人自身の同僚や、同役や、同門や、同輩や、仲間という、傍輩の語の原義に立ち返って、最も単純な用法で、この傍輩と言う語が用いられるのが常であったとすることが分かる。鎌倉時代後半期の様々な種類の文書の中に現われる傍輩の語の意味と用法は、このように非常に守備範囲が広がったのであり、決して単なる悪党社会の仲間とか、或いは、鎌倉幕府の御家人などと言う狭い意味合いだけに限定されてはいなかったのである。

しかし、本節で筆者が差し当たり注目しようとしているのは、傍輩なる単語それ自体の意味の方ではなく、悪党の傍輩に関する「為傍輩向後」または「為向後傍輩」という中世

特有の型に嵌まった言い回しの持っていた意味如何という疑問点の方である。この場合の傍輩とは、勿論、その文書が書かれた時点で現存していた傍輩を指していると考えて然るべきであろうが、「傍輩向後」にせよ、「向後傍輩」にせよ、「向後」と言う語を伴っている所にやはり注意を向ける必要がある。『日本国語大辞典』によれば、向後の語は、「今からのち。こののち。以後。今後。」という意味を持っているとされる。⁽⁶⁰⁾ こういった語義を考え合わせると、「傍輩向後」に現われる傍輩も、「向後傍輩」に現われる傍輩も、共に「今後」と切り離し難く関わらされている存在であり、単に悪党や悪行人の傍輩として現存する存在というよりは、むしろその将来的な在り方が極めて重視される存在であるということになろう。そうすると、「為傍輩向後」とか、「為向後傍輩」などという中世特有の型に嵌まった言い回しで言い表されていることの意味は、結局どういう意味になるのであろうか。

V. 「為傍輩向後」・「為向後傍輩」の意図するもの

前掲延応元年七月二十六日令の中では、「傍輩無懲肅者、悪党増人数歟」と言われ、前掲文暦二年七月二十三日令の中では、「是則為相鎮傍輩向後也」と言われていた。

後年に至っても、例えば、正応四年十一月の「高野山衆徒申状土代」(『鎌倉遺文』一七七六三号)⁽⁶¹⁾は、前出の高野山領紀伊国荒川庄の住人為時法師が働いた殺害・百姓の住屋の放火以下の悪行の数々を挙げ、即刻為時を召し捕るべき旨の綸旨を武家に下し賜りたいと求めている申状の土代であるが、その文中には、「為傍輩懲肅、争不被行嚴科乎」と出ている。『鎌倉遺文』の編者によって、ここで「懲肅」と書かれている「懲」の字は、「懲」の字であると推定されているから、この文書の中では、悪党人為時法師を厳しい罪科に処する目的が、傍輩を懲肅する所にあることが明示されているといえる。

この傍輩を「懲肅」するとか、傍輩を「為相鎮」とかという語句が、恐らくは、「為傍輩向後」または「為向後傍輩」という紋切り型の言い回しの意味する所を理解し易くするのも、何程かは役立ってくれるのではないかと思われる。こうした語句の意味を加味して解釈を施すとすれば、「為傍輩向後」または「為向後傍輩」の意味は、〈傍輩を懲らしめて、今後の傍輩を鎮めるため〉とか、〈傍輩を懲らしめて、傍輩の今後を鎮めるため〉などという意味として一応解釈できそうである。しかし、このような解釈では、前述したのと同様に、差し当たっては、取り立てて何らの罪も犯していないはずの傍輩を、一体何故に、この際、殊更に懲らしめなければならないのかが一向に明らかにならないので、依然として少しも要領を得ないようである。或いは、悪党の傍輩もまた悪党に他ならない存在であるから、その故に、傍輩を懲らしめるのは当然のことと素直に理解すべきなのであろうか。しかし、そうだとすると、「為傍輩向後」または「為向後傍輩」という定型化

した言い回しは、一体どういう意味を持つことになるのであろうか。

悪党や悪行人の周囲に多数存在していると推定される傍輩の間から、今後別の悪党や悪行人が新たに現われ出て来て、当の悪党や悪行人が既に犯している犯行即ち「悪行」に類似する重大な犯罪行為を犯したりするといったような不祥事が、将来万が一にも起こって来ないように、問題となっている悪行の再発を防止し、今後当該悪行に類似した別の犯罪が発生して来るのを抑止するためには、何よりもまず、傍輩を厳に戒めておく必要があると考えられる。鎌倉幕府が出した悪党禁令の中で、傍輩を懲肃するとか、傍輩を相鎮めるなどと繰り返し言われているのは、実は、このように、傍輩が自らもまた悪行に踏み出してしまふ以前に、予め傍輩を厳に戒めて、犯罪を予防しておくという意味を持っていたと解釈する余地があるのではないか。

そうだとすれば、誰にでも思い当たりそうなことには違いないが、「為傍輩向後」または「為向後傍輩」に傍輩を懲肃するということは、既遂された悪行の再発の防止、或いは、悪行類似の犯罪の将来的な発生を抑止・予防のために、現に狼藉や悪行などの犯行を犯した悪党や悪行の既遂犯本人を厳しく処罰することによって、現時点では、未だ何ら犯罪行為に走り出してはいないと推定される傍輩を予め所謂「見懲らし」にしておこうという趣旨によるものではないかと推測することが可能となって来よう。ここで、またもや、『日本国語大辞典』の助けを借りると、「見懲らし」とは、「ある人をこらしめて、他の人のいましめとすること。」であると説明されている。⁽⁶²⁾ この説明に即して言えば、「ある人」というのが、小稿の場合には、悪党や悪行の既遂犯であり、「他の人」というのが、悪党や悪行人の周囲に多数いたと推定される傍輩に当たると考えることができよう。

実例に即して、この点について少し検討を加えて見ると、例えば、弘安元年十二月頃に作成されたと推定されている年代不明の「地頭代頼広陳状案」（『鎌倉遺文』一三三一七号）⁽⁶³⁾ は、東大寺領美濃国茜部庄の地頭代頼広が狩猟・漁撈の非法を働いた廉で東大寺衆徒から訴えられていることに反論した陳状であるが、その中には、頼広が自分を訴えた大進法橋聖俊以下の寺僧への厳しい処分を求めて、「早為見徴傍輩、被召出口等、可□□□科也」と主張している文言が出て来る。『鎌倉遺文』の編者によって、「徴」の字は、「懲力」と推定され、「懲」の字が当てられ、最初の□には、「彼」の字が当てられ、後の三つ並んだ□の箇所は、「被処重力」と推定されている。当てられている「懲」の字がこの場合には正しい漢字だとすれば、何らかの看過し難い悪行（この場合は、東大寺衆徒の濫訴と言うことになろうが）を働いた張本人自身への処罰ということが、文字通りに、「傍輩を見懲らすこと」を目的としていた場合が、鎌倉時代の後半期頃には、実際に、少なくとも一例はあったという証拠になると考えられる。

また、弘安二年十二月八日に書かれたと推定されている年代不明の「多武峯執行性継請文」（『鎌倉遺文』一三七九三号）⁽⁶⁴⁾ は、やや断片的で、文意を取りにくい面があるが、

その中には、「無過無誤之御墓守被殺害之事、為被懲傍輩向後之狼藉、先例可有墓所点定跡之旨」と書かれている箇所がある。ここでは、単なる「為傍輩向後」ではなく、「為被懲傍輩向後之狼藉」とはっきり書き表わされているのである。漠然とした「為傍輩向後」ではなく、傍輩の向後の何のために傍輩を懲らすのかという肝心の点を「為被懲傍輩向後之狼藉」と明示している点で、貴重な資料であると言えよう。

これと似たような表現は、他にも、例えば、永仁五年十一月二日の「大和平野殿莊雜掌聖賢申状案」(『鎌倉遺文』一九五二〇号)⁽⁶⁵⁾の中にも見出される。これは、前出の大和国平野殿庄の下司清重・惣追捕使願妙以下の悪党を急ぎ召し捕られ、違勅以下の狼藉の罪科に処せられんことを乞うた申状であるが、その文中には、「懲向後傍輩罕戾、殊被誠行違勅以下狼藉之罪科者」と出ている。この中に出て来る「罕戾」という単語は、「狼戾」の当て字と考えられる。『日本国語大辞典』によれば、「狼戾」は、「散り乱れること。狼藉。」を意味する。⁽⁶⁶⁾ この意味から考えると、「向後傍輩罕戾」という表現が、上記の「傍輩向後之狼藉」という表現と非常に似通った表現であることは明らかであろう。

「為傍輩向後」または「為向後傍輩」に、傍輩をどうするのかという肝心の点を明示している資料は、その他にも多少見受けられる。勿論、それは、傍輩を懲肃するためであることは、前掲の諸資料から十分に明らかになったと思われるが、この点を裏付け、確認するためには、例えば、弘安二年四月十一日の「蔵人所供御人等申状」(『鎌倉遺文』一三五五一号)⁽⁶⁷⁾を挙げることができよう。これは、神祇権少副清継が多数の悪党を率いて狼藉を行い、作麦を押し刈り、豊受太神宮の権玉申有弘を打擲して、瀕死の重傷を負わせた悪行について、狼藉人清継を資財没収、遠流無期の刑に処せられんことを求めた申状であるが、その事書部分には、「召其身於京都、口収資財、処遠流無期罪、被懲向後傍輩」と出ている。『鎌倉遺文』の編者は、その中の口の部分を「没力」と推定している。また、文中でも、「為被懲向後傍輩」と繰り返されている。この申状の中で狼藉人清継の処断を求めている蔵人所の供御人等が、単に狼藉人清継本人の厳罰を求めているばかりでなく、同時に「向後傍輩」を懲肃せんとする意思をも併せ有していることは明白であろう。

また、延慶二年(一三〇九)四月の「大和山口莊雜掌陳状案」(『鎌倉遺文』二三六八〇号)⁽⁶⁸⁾は、大和国山口庄の雜掌が従来破棄されて来たにも拘らず繰り返される俊覚僧都の無道の濫訴を棄捐せられ、併せて俊覚を謀書の罪科に処せられんことを乞うた陳状であるが、その事書部分には、「召行謀書重科、被懲向後傍輩」と出ている上、その文中にも、「至俊覚者、被召行謀書之重科、為被懲向後傍輩」と出ているのである。

鎌倉時代の後半期に、こうした文言を持つ様々な文書が残されていることから考えて見ると、本節で筆者が述べた見通しは、かなり有望そうに思われて来るのではないか。

ここで、仮りに、筆者の推測通りに、「為傍輩向後」や「為向後傍輩」ということを犯罪の再発防止・発生抑止・予防のための傍輩への「見懲らし」と考えることにすれば、傍

輩を懲肃するための悪党や悪行人への厳重な容赦ない断罪・処罰ということは、傍輩への一種の見せしめとしての断罪であり、傍輩への見せしめのための処罰であることになる。尤も、厳重な容赦ない断罪・処罰といっても、前述のように、実際には、常に極刑の死刑を執行することを追求していたとは限らず、むしろ流刑とか、追放など、他のもっと緩やかな刑罰が考えられている場合の方が、圧倒的に多かったようではあるが、何れにせよ、中世の文書の文面に、「為傍輩向後」とか、「為向後傍輩」などと書かれる時には、狼藉とか悪行の語を以て表わされるような、現に存在する悪党や悪行人が既に犯した重大な犯罪行為の再発、或いは、それと類似の悪党的な犯罪行為の将来的な発生が、申状や訴状の書き手の念頭には置かれていて、書き手は、その点を最も強く懸念していたのではないかと推測されるのである。

中世の文書の文面に、「為傍輩向後」または「為向後傍輩」などと書かれる時、そこには、少なくとも書き手自身によって、本当に「傍輩向後之狼藉」を「見徴（見懲）」らしにする意図が込められていたのだとすれば、傍輩と呼ばれる存在は、元来悪党社会の仲間属する場合を例外とすれば、その社会的実態がどういった形を取っているにせよ、その文書が書かれた時点の段階では、自分自身未だ悪党になってはいないし、未だ何らの狼藉も、悪行も、働いてはいないはずだと考えられるので、自己の生活圏内で、従前通りまっとうな堅気の生活に止まっている存在と推定することが一応可能となろう。

現実に狼藉や悪行を働いた悪党人や悪行人を何らの処罰も加えずにそのまま放置しておいたりすると、当の悪党人や悪行人本人を益々増長させる結果になることは、火を見るよりも明らかであるが、それのみに止まらず、鎌倉幕府を始めとする当時の公権力による悪党人や悪行人に対する取り締まりの緩さと、御家人等の怠慢によって蔓延する悪党人や悪行人の野放し状態を目の当たりにした悪党の傍輩が、たとえ過去から現時点に至るまでは、自身己が職域で堅気のみで生きて来たとしても、悪党人や悪行人によって現に引き起こされた狼藉や悪行に対する公権力側の対応の甘さと対策の拙劣さと処罰の怠慢ぶりを侮る気持ちを心の底の何処かに抱き、将来的には、遠からず、よくない出来心を起こして、既存の悪党や悪行人によって実際に犯された狼藉や悪行と類似の大それた犯罪的行為に、なりふり構わず突っ走り出して行かないとも限らなくなる。そのような状態を放置しておいては、確かに、悪党が益々人数を増す結果を招き寄せることになって、鎌倉幕府を始めとする公権力は、単に、既存の悪党や悪行人に対して、公権力としての示しがつかなくなるばかりでなく、悪党や悪行人の周囲にいる大勢の傍輩に対しても、全く示しがつかなくなってしまふことになりかねない。

事実、このことを裏付けて証明していると考えられる資料が一点見出される。それは、『鎌倉遺文』の編者により、弘安九年十二月に書かれたと推定されている「東大寺衆徒申状案」（『鎌倉遺文』一六〇八四号）⁽⁶⁹⁾である。この申状は、東大寺の衆徒が、本所に違

背し、供料を抑留し、山賊や強盗などの悪行を重ねている伊賀国黒田庄の悪党清定・清直を遠流の刑に処せられんことを訴えたものであるが、その文中には、「凡此凶類断罪遲怠之間、傍輩不恐 皇憲、不憚武威、為寺家為庄家、致蠹害致不忠」と書かれている一節が存在するのである。この一節では、東大寺の衆徒は、現実に種々の悪行を重ねている悪党清定・清直等の「凶類」の処罰が遅延しているが故に、傍輩が「皇憲」をも恐れず、「武威」にも憚らなくなってしまう、寺家や庄家に対し、「蠹害」及び「不忠」を致していることを嘆いているのであるが、ここでの皇憲及び武威とは、当時の公家及び武家の両権力の謂であると解釈するのが一番素直な解釈であろう。従って、この申状の中に出て来る傍輩に限っては、それが武家の威信を蔑如するものである以上、悪党社会の仲間ではあり得るとしても、およそ鎌倉幕府の御家人ではありそうにないと言って差し支えあるまい。

将来何れの日にか、凶悪な悪行や残酷非道な悪党行動に走ってしまう懸念が多分にある傍輩を「見懲らし」にして、既存の悪党人や悪行人の周囲にいる多数の傍輩までもが悪行への道を暴走し出すのを未発の内に防止する意図を持って書かれているという点で、申状その他の様々な中世文書の中に頻出する「為傍輩向後」または「為向後傍輩」という紋切り型の表現の底には、共通するものが流れていることを読み取れるのではあるまいか。

「為傍輩向後」または「為向後傍輩」という定型的な表現について、本節で検討したように、傍輩の将来的な犯行を未然に防止する目的での「見懲らし」の意味を読み取ることができるとすれば、「為傍輩向後」または「為向後傍輩」という定型的な表現について、II. 節で多少言及しておいた傍輩の語義の理解の仕方を当て嵌めて、「鎌倉幕府の御家人の今後のため」とか、「将来の鎌倉幕府の御家人のため」などというような一義的な解釈を施すことは、非常に困難、否殆ど不可能となろう。むしろ「為傍輩向後」または「為向後傍輩」という定型的な表現に使用されている傍輩の語義に「現存する悪党や悪行人がしでかしたのと類似の悪行を今後犯し得る危険性のある者」という意味合いを読み込んで、悪党や悪行人の傍輩を「見懲らし」にすることで、将来的な再三再四に互る悪党的な凶悪犯罪の発生を未発の内に防止しようとする書き手の犯罪予防的な意図を伺い取った方が、こうした中世文書に独特の紋切り型の定型的表現についての解釈論としては、妥当性が高いのではないかと思われる。

多数の申状等の中世文書の中で、「為傍輩向後」または「為向後傍輩」に罪科に処せられんことを請求されている当の悪党や悪行人は、何らかの悪行や犯罪行為の既遂犯であるから、言ってみれば、〈現実態の悪党〉であり、〈現実態の悪行人〉である。これに対して、傍輩は、申状や訴状などの罪科請求文書が作成されたその時点においては、未だ何らの悪行にも、何らの犯罪行為にも、全く手を染めてはいないと一応推定される存在であるから、同じく悪党は悪党であっても、〈可能態の悪党〉であるに止まり、同じく悪行人は悪行人であっても、〈可能態の悪行人〉であるに止まるとも言えようか。

VI. 終わりに

小稿でのV.節までの検討結果と照らし合わせて、改めて考え直して見ると、かつて拙稿の中で、筆者が、鎌倉幕府の悪党禁令の中に稀に現われる傍輩なる単語を「悪党仲間」や「博奕仲間」と解釈したのは、結局は、当たらずといえども遠からずであったように思える。しかし、その当時の解釈の仕方は、若干不正確ではなかったかと反省される。

即ち、厳密には、鎌倉時代の社会で当時一般に通用していた傍輩の語は、今日の国語辞典にすらはっきりと書かれて出ている原義通りに、同僚や同役または同輩や仲間の意味合いしか持っていなかったのであり、小稿で取り上げた各種の中世文書に見出される範囲内では、傍輩なる単語は、単に、悪党や何らかの悪行の挙に出た者の同僚や同役または同輩や仲間を意味していたに過ぎないと言うことができる。従って、小稿で少しだけ紹介したような悪党や悪行人に対する罪科請求文書の中で、悪党や悪行人と名指しされて非難されている者の傍輩に当たる存在が、皆常に同じく悪党や悪行人であったとは限らないということになる。V.節の末尾で筆者が説いたように、傍輩が〈可能態の悪党〉であるに止まり、〈可能態の悪行人〉であるに止まっていたとすれば、傍輩自身もまた常に悪党や悪行人であったと直ちに推断するのは、むしろ早計ではないかとすら思われる。仮りに、もしも、傍輩自身が現に既に悪党人や悪行人であったとすれば、傍輩は、既にして筆者の言う〈現実態の悪党〉または〈現実態の悪行人〉の範疇に属する存在に変わっているに違いないのであるから、申状や訴状その他の罪科請求文書の中で、直接それと名指した上で速やかな処罰を請求すればそれで足りるはずであり、文書の書き手が「為傍輩向後」とか、「為向後傍輩」などと悠長なことを今更のように書き連ねている余裕などは、そこには殆ど生じて来ないはずなのではあるまいか。

そして、更に、悪党人や悪行人の傍輩に当たる存在が、実際に当時のどのような社会階層、どのような社会組織、どのような社会集団に属し、どのような種類の職業に従事していたかということは、実は、問題となっている当の悪党人や悪行人の従前所属していた社会階層や、社会組織や、社会集団や、当該悪党人や悪行人が元来従事していた業種や、その職域の別に応じて、様々に異なっていたのであって、場合によっては、土民や百姓や庄官や沙汰人でもあり得たし、場合によっては、神人や僧侶でもあり得たし、場合によっては、公家の官吏でもあり得たし、場合によっては、神社の宮司や神主や禰宜でもあり得たし、場合によっては、鎌倉幕府の御家人や地頭や守護でもあり得たのである。

そのことからすると、かつて筆者が拙稿の中で行ったように、鎌倉期の悪党禁令の中で使用されていた傍輩の語を一律に「悪党仲間」と解釈するやり方には、明らかに無理があったことを認めざるを得なくなる。しかし、その反対に、当時の悪党の傍輩が、鎌倉幕府に任命された御家人という意味だけに一義的に限定されていたなどということも、先ず以

ておよそありそうにないことだったと断言できるのである。鎌倉期に出された悪党禁令や当時の多種多様な夥しい文書の中に頻々と現われている傍輩の語は、単に、同僚や同役または同輩や仲間といった抽象的・一般的な意味合いを持って当時通用していた語彙の一つに過ぎなかったと言うべきであるから、鎌倉幕府に仕えていた御家人だとか、或いは、悪党社会の仲間だとかといった、当時の具体的な特定の社会階層や、具体的な特定の社会組織や、具体的な特定の社会集団や、具体的な特定の業種や、具体的な特定の職域を指し示すことだけに偏向して一義的に特殊化された、何らかの現実の具体的な社会集団に特定化された固有の意味付けなどは、当時の傍輩の語義の中には全く含意されていなかったと考えられる。

そこで、最後に、Ⅲ. 節の本文中で少しかだけ触れておいたことと絡めて、結論的に総括して見ると、結局、悪党の傍輩と呼ばれた存在は、大概の場合、それが〈悪党の同僚〉であり得たことは確言できるとしても、翻って、それが常に、同時に〈同僚の悪党〉即ち「悪党仲間」でもあったと言い切れるとは限らなかったと考えられる訳である。

注

- (1) 拙稿「鎌倉幕府法令から眺めた「悪党」並びに鎌倉幕府の「悪党」検断に関する諸問題」(『法制史研究』四三号所収)、1993、208頁、228頁。なお、拙稿の作成の当時に、筆者が傍輩の語を「悪党仲間」或いは「博奕仲間」と解するに当たっては、日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典〔縮刷版〕第九卷』(小学館)、1981・2・25、790頁の「ほうばい」の項に出ている②の「共謀者・共犯者・博徒の仲間をいう、盗人仲間の隠語。」という語義を参照したことを付言しておく。
- (2) 拙稿「鎌倉幕府法令から眺めた「悪党」並びに鎌倉幕府の「悪党」検断に関する諸問題」(『法制史研究』四三号所収)、1993、228・229頁。
- (3) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集第一巻〔鎌倉幕府法〕』(岩波書店)、1955・10・8、6・7頁。石井進・石母田正・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一校注『日本思想大系21 中世政治社会思想上』(岩波書店)、1972・12・5、12頁を参照した。但し、引用に当たっては、新字体に改め、頭注その他の注記・傍点などを一切省略した他、下線を付するなど、適宜体裁を変更した。
- (4) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集第一巻〔鎌倉幕府法〕』(岩波書店)、1955・10・8、25・26頁。石井進・石母田正・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一校注『日本思想大系21 中世政治社会思想上』(岩波書店)、1972・12・5、32頁を参照した。但し、引用に当たっては、新字体に改め、頭注その他の注記・傍点などを一切省略した他、下線を付するなど、適宜体裁を変更した。
- (5) 日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典〔縮刷版〕第九卷』(小学館)、1981・2・25、790頁の「ほうばい」の項の①に出ている語義。
- (6) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集第一巻〔鎌倉幕府法〕』(岩波書店)、1955・10・8、28～31頁。石井進・石母田正・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一校注『日本思想大系21 中世政治社会思想上』(岩波書店)、1972・12・5、35～38頁を参照した。但し、引用に当たっては、新字体に改め、頭注その他の注記・傍点などを一切省略した他、適宜体裁を変更した。
- (7) 一例として、『新訂増補国史大系〈普及版〉吾妻鏡第三』(吉川弘文館)、1985・8・10、125頁、吾妻鏡第廿八、貞永元年十一月廿八日条の記事を挙げられる。同記事中には、「尤恥傍輩推察」と出ているが、ここでの傍輩の語は、前後関係から推して、鎌倉

- 幕府において、鎌倉幕府将軍に仕えている侍などの傍輩と言う意味に取れそうである。
- (8) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集第一卷 [鎌倉幕府法]』(岩波書店)、1955・10・8、69・70頁。但し、引用に当たっては、新字体に改め、頭注その他の注記・傍点・返り点などを一切省略した他、下線を付するなど、適宜体裁を変更した。
- (9) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集第一卷 [鎌倉幕府法]』(岩波書店)、1955・10・8、22頁。石井進・石母田正・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一校注『日本思想大系 21 中世政治社会思想上』(岩波書店)、1972・12・5、28・29頁を参照した。但し、引用に当たっては、新字体に改め、頭注その他の注記・傍点などを一切省略した他、下線を付するなど、適宜体裁を変更した。
- (10) 池内義資編『中世法制史料集別巻 [御成敗式目註釈書集要]』所収『清原業忠貞永式目聞書』(岩波書店)、1978・10・27、402頁。但し、引用に当たっては、適宜体裁等を変更した。
- (11) 池内義資編『中世法制史料集別巻 [御成敗式目註釈書集要]』所収『清原宣賢式目抄』(岩波書店)、1978・10・27、531・532頁。但し、引用に当たっては、適宜体裁等を変更した。
- (12) 池内義資編『中世法制史料集別巻 [御成敗式目註釈書集要]』所収『御成敗式目栄意注』(岩波書店)、1978・10・27、96頁。但し、引用に当たっては、適宜体裁等を変更した。
- (13) 池内義資編『中世法制史料集別巻 [御成敗式目註釈書集要]』所収『蘆雪本御成敗式目抄』(岩波書店)、1978・10・27、173頁。但し、引用に当たっては、適宜体裁等を変更した。
- (14) 池内義資編『中世法制史料集別巻 [御成敗式目註釈書集要]』所収『御成敗式目注 池辺本』(岩波書店)、1978・10・27、248頁。但し、引用に当たっては、適宜体裁等を変更した。
- (15) 池内義資編『中世法制史料集別巻 [御成敗式目註釈書集要]』(岩波書店) 所収『御成敗式目抄 岩崎本』(岩波書店)、1978・10・27、329頁。但し、引用に当たっては、適宜体裁等を変更した。
- (16) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集第一卷 [鎌倉幕府法]』(岩波書店)、1955・10・8、108・109頁。但し、引用に当たっては、新字体に改め、頭注その他の注記・傍点・返り点などを一切省略した他、下線を付するなど、適宜体裁を変更した。
- (17) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集第一卷 [鎌倉幕府法]』(岩波書店)、1955・10・8、114頁。石井進・石母田正・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一校注『日本思想大系 21 中世政治社会思想上』(岩波書店)、1972・12・5、68・69頁を参照した。但し、引用に当たっては、新字体に改め、頭注その他の注記・傍点・返り点などを一切省略した他、下線を付するなど、適宜体裁を変更した。
- (18) 日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典 [縮刷版] 第七巻』(小学館)、1980・10・20、507頁の「ちょうしゆく」の項に出ている語義。
- (19) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集第一卷 [鎌倉幕府法]』(岩波書店)、1955・10・8、79頁。但し、引用に当たっては、新字体に改め、頭注その他の注記・傍点・返り点などを一切省略した他、適宜体裁を変更した。
- (20) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集第一卷 [鎌倉幕府法]』(岩波書店)、1955・10・8、159頁。但し、引用に当たっては、新字体に改め、頭注その他の注記・傍点・返り点などを一切省略した他、適宜体裁を変更した。
- (21) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集第一卷 [鎌倉幕府法]』(岩波書店)、1955・10・8、99頁。但し、引用に当たっては、新字体に改め、頭注その他の注記・傍点・返り点などを一切省略した他、下線を付するなど、適宜体裁を変更した。
- (22) 一例として、竹内理三編『平安遺文 [古文書編] 第七巻』(東京堂出版)、1963・10・20、2650・2651頁、三三五五号「占部安光文書紛失状案」の文中に出ている「悪党乱妨之間」という悪党記載を挙げられる。同文書は、永万元年(一一六五)に作成さ

れたものである。

- (23) 一例として、竹内理三編『平安遺文〔古文書編〕第七卷』（東京堂出版）、1963・10・20、2885～2887頁、三七三二号「東大寺衆徒解案」の文中に出ている「為傍輩為向後、早可被召禁獄也」という一節の中に現われている「為傍輩為向後」という用例を挙げられる。同文書は、安元元年（一一七五）に作成されたものである。
- (24) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第十六卷』（東京堂出版）、1979・5・15、272頁、一二三六二号「隆全等申状」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (25) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第十七卷』（東京堂出版）、1979・10・30、277・278頁、一三〇七六号「尼妙蓮等重訴状」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (26) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十一卷』（東京堂出版）、1981・10・30、78・79頁、一五八四〇号「衛府重申状」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (27) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十一卷』（東京堂出版）、1981・10・30、281頁、一六二九一号「藤氏長者（鷹司兼平）御教書」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (28) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十一卷』（東京堂出版）、1981・10・30、337・338頁、一六三九二号「大和春日社政所下文」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (29) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十二卷』（東京堂出版）、1982・4・25、13・14頁、一六五三五号「一条家経家政所下文」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (30) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十二卷』（東京堂出版）、1982・4・25、83頁、一六六九六号「伊賀黒田荘脇名百姓等申状」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (31) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十二卷』（東京堂出版）、1982・4・25、221・222頁、一六九四五号「撰津勝尾寺住侶等重申状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (32) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十二卷』（東京堂出版）、1982・4・25、244・245頁、一七〇二二号「前摂政（一条家経）家政所下文」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (33) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十二卷』（東京堂出版）、1982・4・25、245・246頁、一七〇二三号「前摂政（一条家経）家政所下文」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (34) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十二卷』（東京堂出版）、1982・4・25、295～299頁、一七一二五号「浄妙重申状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (35) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十三卷』（東京堂出版）、1982・9・30、347頁、一八一三七号「近江木戸香蘭寄人百姓等申状」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (36) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十四卷』（東京堂出版）、1983・4・20、222頁、一八七三三号「播磨大部荘百姓等申状」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (37) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十四卷』（東京堂出版）、1983・4・20、223・224頁、一八七三三号「播磨大部荘百姓等申状」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (38) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十四卷』（東京堂出版）、1983・4・20、235～237頁、一八七六二号「播磨大部荘百姓等申文案」。但し、引用に当たっては、

- 新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (39) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十五卷』（東京堂出版）、1983・9・25、160頁、一八九六三号「播磨大部荘申状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (40) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十六卷』（東京堂出版）、1984・5・10、16頁、一九四四〇号「大和平野殿荘雑掌尚慶申状土代」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (41) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十六卷』（東京堂出版）、1984・5・10、133頁、一九六八四号「大和平野殿荘下司平清請文案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。なお、この文書の見出しは、「大和平野殿荘下司平清重重陳状案」とした方が適切かもしれない。
- (42) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十七卷』（東京堂出版）、1984・9・30、125～127頁、二〇四一二号「若狭太良荘預所陳状」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (43) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十七卷』（東京堂出版）、1984・9・30、204・205頁、二〇五四二号「高野山雑掌良海言上書案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (44) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十八卷』（東京堂出版）、1985・4・15、32・33頁、二一一四七号「東大寺衆徒申状土代」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (45) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十八卷』（東京堂出版）、1985・4・15、361頁、二一八九三号「高野山衆徒請文案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (46) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十九卷』（東京堂出版）、1985・9・15、108頁、二二一五〇号「備後太田荘山中郷雑掌慶海訴状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (47) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十九卷』（東京堂出版）、1985・9・15、207・208頁、二二三一六号「近江菅浦荘日吉社神人等訴状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (48) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十九卷』（東京堂出版）、1985・9・15、252・253頁、二二三七七号「無動寺所司等申状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (49) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十卷』（東京堂出版）、1986・3・5、124・125頁、二二九三六号「某書状写」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (50) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十三卷』（東京堂出版）、1982・9・30、152・153頁、一七七一一号「紀伊高野山衆徒申状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (51) 一例として、注(23)で引用した竹内理三編『平安遺文〔古文書編〕第七卷』（東京堂出版）、1963・10・20、2885～2887頁、三七三二号「東大寺衆徒解案」の文中に出ている「為傍輩為向後、早可被召禁獄也」という記載を挙げられよう。
- (52) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十一卷』（東京堂出版）、1981・10・30、313頁、一六三六五号「清原恒重第起請文」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。なお、この文書の見出しは、「清原恒重等起請文」と訂正した方が適切かもしれない。
- (53) 注(28)の竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十一卷』（東京堂出版）、1981・10・30、337・338頁、一六三九二号「大和春日社政所下文」のこと。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (54) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十六卷』（東京堂出版）、1984・5・10、

- 135・136頁、一九六九〇号「大和平野殿荘百姓等請文案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (55) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十六卷』（東京堂出版）、1984・5・10、202・203頁、一九八二三号「大和平野殿荘注進案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (56) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第十八卷』（東京堂出版）、1980・5・30、291頁、一三八三〇号「中務少輔範冬書状」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (57) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第十八卷』（東京堂出版）、1980・5・30、158頁、一三五八一号「大宮司公行書状」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (58) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第十八卷』（東京堂出版）、1980・5・30、167頁、一三六〇四号「藤原兼頼書状」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (59) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第十八卷』（東京堂出版）、1980・5・30、170頁、一三六〇九号「内宮禰宜延季請文」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (60) 日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典〔縮刷版〕第四卷』（小学館）、1980・4・20、469頁の「こうご」の項に出ている語義。
- (61) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十三卷』（東京堂出版）、1982・9・30、178・179頁、一七七六三号「高野山衆徒申状土代」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (62) 日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典〔縮刷版〕第九卷』（小学館）、1981・2・25、1246頁の「みごらし」の項に出ている語義。
- (63) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第十八卷』（東京堂出版）、1980・5・30、37・38頁、一三三一七号「地頭代伴頼広陳状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (64) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第十八卷』（東京堂出版）、1980・5・30、266頁、一三七九三号「多武峯執行性継請文」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (65) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十六卷』（東京堂出版）、1984・5・10、54・55頁、一九五二〇号「大和平野殿荘雜掌聖賢申状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (66) 日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典〔縮刷版〕第十卷』（小学館）、1981・4・25、1259頁の「ろうれい」の項の②に出ている語義。
- (67) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第十八卷』（東京堂出版）、1980・5・30、141頁、一三五五一号「蔵人所供御人等申状」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (68) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十一卷』（東京堂出版）、1986・9・30、94～97頁、二三六八〇号「大和山口荘雜掌陳状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (69) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第二十一卷』（東京堂出版）、1981・10・30、177・178頁、一六〇八四号「東大寺衆徒申状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。